

岡山市ケアプラン点検事業の位置づけ

『岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）』等に位置付けられている介護給付適正化事業の1つ

適正化主要3事業

I. 要介護認定の適正化

・認定調査状況チェック

要介護（要支援）認定の審査判定が適切に行えるように認定調査の記載内容等が、適正にわかりやすく記載されているかを確認します。

II. ケアプラン点検

・ケアプラン点検

作成されたケアプランの点検を行い、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを確認します。

・住宅改修に関する調査

工事の前後に申請どおりの工事内容か、申請者の身体状況に合った工事内容であるか現地確認を行う場合があります。

・福祉用具に関する調査

福祉用具の貸与および購入について、使用が必要な状態であるか、適切なケアマネジメントを経ているか事業所等へ確認する場合があります。

III. 縦覧点検・医療情報との突合

岡山県国民健康保険団体連合会から提供される帳票について、事業者へ照会および確認を行い、介護給付費を適正に請求しているかを点検します。

令和7年度ケアプラン点検について

岡山市の基本的な考え方

- 利用者の自立を支援するという理念のもと、ケアマネジメントのプロセスを踏まえたケアプラン作成ができているかを面談の中で相互に検証・確認をしながら、多角的な視点で利用者や家族に寄り添ったケアプランとなるよう『気づき』を促していきます。
- 点検テーマを公表し、点検の確認項目をあらかじめ理解いただけるようにしています。
- 公正・中立なケアマネジメントにつなげるため、特定の法人や併設の事業所に偏るケアプランやサービスの種類や量については、利用者の意向や状態像に合わせて、アセスメントで明確に示す必要があります。

令和7年度のテーマと確認事項

●テーマ 「アセスメント」

アセスメントは、ケアマネジメントにおいて、ケアマネジャーが行う一番重要で専門的な作業です。

「利用者の抱える問題点を明らかにすること、解決すべき課題を把握すること」の原点に立ち返り、アセスメントの技術向上を図ることが、利用者の自立支援に繋がると考えます。

●確認項目

- ①アセスメント23項目から導き出された課題が明らかになっているか
- ②専門職と連携し、環境面・医療的な視点で提案ができているか
- ③本人の自立支援、セルフケアの視点から社会資源（インフォーマル）を検討できているか
- ④過不足なく住宅改修や福祉用具の提案ができているか

令和7年度ケアプラン点検について

対象

居宅介護支援事業所	(1) 市内の居宅介護支援事業所で作成された岡山市を保険者とする、以下①～③の要件のいずれにも該当する<u>全てのケアプラン</u> ①要介護Ⅰ ②R7年4月利用分に初回加算または退院退所加算を算定 ③主治医意見書の日常生活自立度（認知症）がⅡaまたはⅡb	面談 (電話・対面)
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	(2) 新規事業所（令和6年度以降開設） <u>保険者（岡山市）が選定</u>	
居宅介護支援事業所	(3) 新規事業所（令和4年度以降開設） <u>保険者が選定</u>	
	(4) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検 <u>保険者が選定</u>	
	(5) その他（ケアプラン点検を必要とする事業所） <u>保険者が選定</u>	

- ・上記ケアプラン点検とは別に「岡山県介護給付適正化計画」に基づく介護給付適正化事業（軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き）、備前県民局が実施する介護給付適正化事業（ケアプラン点検）へのご協力をお願いする場合がありますのでよろしくお願いいたします。
- ・「令和6年度ケアプラン点検のまとめ」を岡山市介護保険課HPに公表しますので、ご確認ください。